

政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証の失効について

〔 平成 23 年 8 月 5 日
行政情報システム関係課長連絡会議了承 〕

ブリッジ認証局は、「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」（平成13年4月25日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承。平成20年9月30日改定）に基づき、下記のとおり相互認証を失効させる。

記

- 1 認証局名
日本認証サービス株式会社の AccreditedSign パブリックサービス2に係る認証局
- 2 失効事由
認証業務の終了
(サービス廃止に伴う措置)
- 3 失効予定日
平成23年9月15日